

令和5年第12回選挙管理委員会定例会会議録

開催日時	令和5年3月29日(水)			午前9時00分から	午前9時50分まで
出席者	委員	本橋委員長、梅田委員長職務代理、小井委員、松島委員			
	事務局	江川局長、油川次長、増田選挙法規担当係長、中野主査			
開催場所	選挙管理委員会 室	傍聴人	なし		
会議の結果 及び 主な発言	議案等				結果
	議案13号	杉並区選挙管理委員会特定個人情報取扱 規程の改定について			決定
	議案14号	情報公開及び個人情報保護制度における 窓口業務等の補助執行について			決定
	報告12-1	期日前投票管理者事務打合せ会について			了承
	報告12-2	令和5年東京都選挙事務運営協議会の部 会構成(決定)について			了承
	報告12-3	事務局職員の異動について			
	その他	障害者団体からの要望対応(調光式ライト)について 投票所の動線が暗いという要望対応について			
委員長	これから令和5年第12回の定例会を開会いたします。				
	<杉並区選挙管理委員会特定個人情報取扱規程の改定について>				
委員長	議案第13号杉並区選挙管理委員会特定個人情報取扱規程の改定について事務局から説明をお願いします。				
局長	議案第13号杉並区選挙管理委員会特定個人情報取扱規程の改定についてですが、個人情報保護法に関する件でございます。4月1日から個人情報保護法が自治体にも適用されることに伴い、これまで区が独自に定めていた、杉並区個人情報保護条例が3月31日をもって廃止されます。これに伴い、杉並区選挙管理委員会特定個人情報取扱規程の引用法令の変更が必要となります。それに合わせて文言の整理を行っております。添付の新旧対照表で下線が引いてある部分が改正箇所となります。				
委員長	本件について、ご意見やご質問はありませんか。 杉並区個人情報保護条例は廃止されてしまうので、各行政委員会が一斉に規程の改正を行っているということですか。				
局長	各行政委員会が手続きを進めております。				
委員長	その他、ご意見やご質問はありませんか。 無いようなので、本件については決定としますので、事務処理を進めてください。				
	<情報公開及び個人情報保護制度における窓口業務等の補助執行について>				

委員長	議案第14号情報公開及び個人情報保護制度における窓口業務等の補助執行について事務局から説明をお願いします。
局長	本件も13号と同様で、個人情報保護法関連になります。 昭和62年に個人情報保護条例が施行された時から、情報公開請求と自己情報の開示や修正などの窓口業務を区長部局に補助執行しております。 先程説明した通り、個人情報保護条例の廃止に伴い、補助執行に関する法令等が変更となりますので、改めて、選挙管理委員会委員長から区長に対して窓口業務の補助執行についての協議を行うものでございます。
委員長	議案第14号も13号絡みで、個人情報保護条例の廃止に関連した議案という説明でした。ご意見・ご質問はございませんか。
梅田委員	大きく変わるものはありますか。
局長	ありません。
委員長	その他、ご意見やご質問はありますか。 無いようなので、本件については決定とします。
	<期日前投票管理者事務打合せ会について>
委員長	報告第12-1期日前投票管理者事務打合せ会について事務局から説明をお願いします。
局長	本日10時から、期日前投票管理者事務打合せ会を行います。 始めに委員長よりご挨拶をいただき、委員及び事務局職員の紹介後、議事に入ります。説明は次長が行い、その後、質疑応答を行います。
委員長	コロナ禍になって以降、管理者や立会人から、飛沫防止パーテーションで投票所が見えにくい等の意見が出ていますが、今回は無くすのですよね。
局長	名簿対象係等には引き続き設置しますが、管理者、立会人席には今回から設置しません。その件についても説明を行います。
委員長	他に想定される質問はありますか。
局長	期日前投票の管理者は、明るい選挙推進委員の皆さんにお願いしているのですが、推進委員さんの高齢化が進んでおり、従事時間が長いとのご意見が予想されます。
委員長	当日と同じで、管理者が途中で交代することはできないのですか。 交代している投票所はあるのですか。
主査	期日前投票では、管理者の途中交代は行っておりません。
委員長	当日は交代制を導入している投票所があるのですが、期日前投票には導入しない理由はあるのですか。
局長	推進委員さんで回しているのです、交代制にすると単純計算で今の倍の方が必要になります。しかし、街頭啓発などもお願いしておりますので、現在の推進委員の数ですと厳しいのが現状です。 推進委員さんに限らなくてもよいならば別ですが。
主査	法的には問題ありません。
局長	ただ、推進委員以外となると、町会等への依頼も考えられますが、町会への当日投票所の管理者と立会人の推薦をお願いしておりますので、これ以上、町会に負担をかけるのもよくないと思っております。
委員長	それで、推進委員さんを中心にお願いしているのですね。

次 長	区によっては、立会人を公募している区もあるようです。その分、選考などに要する事務量の増加があるそうです。
委員 長	おさらいですが、投票所が14箇所あり、管理者1名で立会人は何名いて、報酬がいくらでしたか。
主 査	管理者1名、立会人2名です。報酬は、管理者が15,000円で、立会人が13,000円です。
局 長	交通費込みで、約12時間の拘束なので、決して割の良い仕事ではありませんので、そんなに集まるとも思えません。
委員 長	事務局は、当て込みに苦勞しているのですか。
主 査	正直、苦勞しております。
局 長	今後は、公募を含めてなにか対策を考えていく必要があると感じております。
梅田委員	なにか対策を考えていかないといけませんね。
局 長	執行日当日では、若年層の方々にも立会人をお願いしておりますが、期日前は若年層の方々も少ないのが現状です。
委員 長	今の新成人は18歳ですよ。高校と連携などをして一定数を推薦してもらっているのですかね。
梅田委員	18歳に限らなければ、高千穂大学は校舎を投票所として貸してくれたり、協力的ですよ。立会人について相談したことはありますか。
局 長	立会人をお願いしたことはありません。 高校や大学と連携して立会人の推薦依頼などをやっておくと、若年層啓発にもつながっていくことも期待できますね。
委員 長	今回の区議選は、期日前投票期間が1週間ですが、参議院選や知事選になると、2週間以上もあるので、さらに大変ですよ。
法規担当係長	ただ、平日は大学生ならばできる方もいますが、高校生は基本的に授業があるので、夏休みなどで無いと難しいと思います。
主 査	杉並区でも若年層の立会人希望者は土日に集中します。しかも今回の区議選や区長選は、日曜日が告示で翌月曜日から期日前投票が始まり、土日は土曜日1日しかありません。また、期日前投票の立会人は法定で2名なので、1名を若年層としても、投票所数が14箇所なので、最大14人しかお願いできません。
梅田委員	学生の学業優先は当然ですからね。
梅田委員	公募というのは重要な要素の一つですね。
委員 長	今すぐの対応は難しいですが、何か良いアイデアを探していきましょう。公募と言っても、広報すぎなみ等で広く募集するのか、学校やPTA等をお願いするなど方法は複数ありますので、今後、事務局と一緒に何か対策を考えていく必要がありますね。
小井委員	団体等が自身をもって推薦してくれた方なら安心はできますね。
局 長	でも、このままの状態を黙って見ている訳にはいかないの、何か行動を起こすならば、若年層啓発を絡めて行けるといいのですが。
委員 長	期日前の管理者、立会人に関しては、引き続き検討していきましょう。
松島委員	従事者はどうなっているのですか。職員の方々が従事されているのですか。

局長	現在は、職員は1名のみで、その他は委託しております。
委員長	その他ですと、7月の参議院選挙からコロナ対策の変更についてや、スマートフォンの使用に関してですね。特に写真撮影に関しては、参議院選挙の途中から投票所内での写真撮影を許可しましたので、写真撮影に関してのご意見が寄せられるでしょうね。
局長	管理者立会人のパネルの設置を止める事や写真撮影については、他人が写り込まない限りは問題ない事などを事前に説明します。
委員長	その他だと、選挙公報を駅や三郵便局などに早く送付するように改善することなども伝えてください。
局長	選挙公報については、デジタル版を月曜日の朝8時までに、区公式ホームページに掲載することもお伝えします。
小井委員	投票済証の発行を管理者がするのか、立会人や事務統括者なのかなどについても前回の反省会の時にご意見がありましたので、その件についての説明もお願いします。
主査	事務統括の説明会で、投票済証とチェック表は管理者に渡してくださいと毎回説明しておりますし、事務要領にも記載してあります。
委員長	よろしいでしょうか。では、期日前の管理者との打合せ会はこの後、午前10時からですので、よろしくお願いします。
	<令和5年東京都選挙事務運営協議会の部会構成（決定）について>
委員長	報告第12-2令和5年東京都選挙事務運営協議会の部会構成（決定）について事務局から説明をお願いします。
局長	来年度の東京都選挙事務運営協議会の部会構成が決定しました。杉並区は第3部会で「選挙時における若年層との連携について」をテーマに一年間検討していくこととなります。おそらく、近年はリモートや書面での会議となっていましたが、来年度からは一堂に会しての会議が行われるのだと思われます。
委員長	第3部会の会長区は文京区ですね。文京区は常に東京都の選挙において投票率がトップですよ。なにか話をしたらヒント等があるのかも知れませんね。
局長	以前、文京区選管に話を聞いた際は、文京区には大学が多くあり、その大学に啓発をおこなっていて、その大学の学生が自発的に啓発を行ってくれていて、他の選管と特に違う啓発を行っていることはないと言っていました。 大きな駅等の構内に期日前投票所を設置できれば、投票率が変わってくるのだと思いますが、杉並区内にそのような駅は無く、タウンセブンと会議室を借りる交渉をしたときは、任期満了に伴う選挙で、期日前投票期間が予め分かっている時はよいが、既に予約を受け付けた後に、解散などで選挙事由が発生しても、予約者が優先の為、会議室を投票所として貸すことはできない旨の回答を受けております。 期日前投票所とするためには、その施設に専用の回線を引く必要があり、民間の施設に常時その回線を設置しておくことのセキュリティ上の問題などもありますので、単純な事ではございません。だから、どの自治体も苦慮しているのですよね。
小井委員	区長選や区議選の時は、タウンセブンの会議室を借りられるのですか。
局長	単発ごとの選挙で見れば可能かもしれません。しかし、選挙毎に期日前投票所が変更になるのは、有権者が混乱するし、施設にも多数の問い合わせが行ってしまうなどの弊害があるので、いままでは実施していません。
小井委員	インターネット投票等での投票についても、総務省にも真剣に考えていただきたいですね。

委員 長	その他、ご意見やご質問はありませんか。 無いようですので、本件については報告了承とします。
	<事務局職員の異動について>
委員 長	報告12-3事務局職員の異動について事務局から説明をお願いします。
局 長	4月1日付けで、事務局長、次長、法規担当係長、主査が異動で変わり、新しい職員が2名配属になり、4月から兼務職員5名を含め16名体制になります。 詳細はお手元に配布した資料のとおりです。
委員 長	了解しました。
	<そ の 他 >
局 長	3点あります。1点目は、街頭啓発の委員の割り振りについて、事務局案をお配りしております。よろしければ、この案でお願いします。
委員 長	分かりました。今後、調整が必要になった際には調整しましょう。
小井委員	街頭啓発の日の緊急連絡先を事前に教えてください。
局 長	2点目になります。障害者団体からの要望があり、全投票所に調光式ライトを導入しました。車いすでも利用できる低い記載台に設置します。 3点目は、毎回選挙のたびに、門から体育館までが暗くて危ない、怖いと意見が寄せられるので、教育委員会と話して校舎の電気と校庭のライトをつけてもらうことになりました。現在、選管職員が学校を回り、対応可能な学校を調査しております。その結果で必要な学校へ借用依頼をしていきます。
委員 長	了解しました。それでは日程の確認をお願いします。
局 長	定例会は、次回が4月5日午前10時からです。その次は14日金曜日午前10時からとなります。その他では、選挙人名簿選挙時登録が15日土曜、翌16日日曜は、区議会議員選挙の告示日です。午前8時30分から立候補の受付を行い、午後5時に立候補の受付が終了しましたら、選挙公報及び氏名等字面の掲載順序を決めるくじを行います。 なお、今回は書記の発令があるので、早めにお越してください。
委員 長	その他、ご意見、ご質問などありませんか。無いようでしたら本日の委員会を終了します。